

施設整備マニュアル【四訂版】の一部訂正について

香川県健康福祉総務課

施設整備マニュアル【四訂版】（平成 29 年 11 月）発行以後行なった規則改正に伴い、本マニュアルに一部訂正がございます。

誠に恐れ入りますが、下記改正対応表等をご確認いただきますよう宜しくお願いいたします。

頁	改正前	改正後	
P66	整備項目 客室 整備基準 ●設置数	<u>1</u> 以上設置	<u>客室の総数に 100 分の 1 を乗じて得た数（その数に 1 未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）</u> 以上設置
P206	整備項目 8 客室 整備基準	ホテル等の客室のうち、 <u>1</u> 以上の客室は、次に定める基準に適合するものとする。	ホテル等の客室のうち、 <u>客室の総数に 100 分の 1 を乗じて得た数（その数に 1 未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）</u> 以上の客室は、次に定める基準に適合するものとする。

P225 第 3 号様式及び P232 第 11 号様式中「回」を削る。

P231	第 10 号様式	<p>(表面)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>第 号</p> <p>身 分 証 明 書</p> <p>所 属</p> <p>職 名</p> <p>氏 名</p> <p>年 月 日生</p> <p>上記の者は、香川県福祉のまちづくり条例第19条第1項の規定により立入調査を行う職員であることを証明する。</p> <p>年 月 日発行（使用期間1年）</p> <p>香川県知事 印</p> </div> <p>(裏面)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>香川県福祉のまちづくり条例（抜粋）</p> <p>(適合状況等の聴取及び立入調査)</p> <p>第19条 知事は、この節の規定の施行に必要な限度において、特定施設整備主又は特定施設所有者等に対し、整備基準への適合状況その他必要な事項について聴取し、又はその職員に、特定施設若しくは特定施設の工事現場に立ち入り、整備基準への適合状況を調査させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> </div>	<p>(第1面)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第 号</p> <p>立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書</p> <p>職 名</p> <p>氏 名</p> <p>生年月日 年 月 日生</p> <p>年 月 日交付</p> <p>年 月 日限り有効</p> <p>香川県知事 印</p> <div style="border: 1px dashed black; width: 40px; height: 40px; display: inline-block; vertical-align: middle;">写 真</div> </div> <p>(第2面)</p> <p>この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%;">法 令 の 条 項</th> <th style="width: 20%;">該当の有無</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>備考 1 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。 2 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有することを示す「○」を記載すること。</p>	法 令 の 条 項	該当の有無																
法 令 の 条 項	該当の有無																				
P238	8 客室 整備項目	客室 (<u>1</u> 以上)	客室 <u>(客室の総数に 100 分の 1 を乗じて得た数（その数に 1 未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）</u> 以上)																		
P269	8 客室 整備項目	客室 (<u>1</u> 以上)	客室 <u>(客室の総数に 100 分の 1 を乗じて得た数（その数に 1 未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）</u> 以上)																		

P309	整備項目 10 客室 整備基準 8 客室	ホテル等の客室のうち、 <u>1</u> 以上の客室は、次に定める基準に適合するものとする。	ホテル等の客室のうち、 <u>客室の総数に 100 分の 1 を乗じて得た数（その数に 1 未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）</u> 以上の客室は、次に定める基準に適合するものとする。
------	-------------------------------	--	--

参考

1. 基準に適合すべき客室の数を「1 以上」から「客室の総数に 100 分の 1 を乗じて得た数（その数に 1 未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）以上」に改めた。（香川県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則（平成 31 年 3 月 29 日香川県規則第 20 号抄）（令和元年 9 月 1 日施行））
2. 第 3 号様式、第 11 号様式一部改正。（災害救助法施行細則等の一部を改正する規則（令和 3 年 7 月 15 日香川県規則第 62 号抄）（令和 3 年 9 月 1 日施行））
3. 第 10 号様式全部改正。（香川県青少年保護育成条例施行規則等の一部を改正する規則（令和 4 年 3 月 18 日香川県規則第 3 号抄）（令和 4 年 4 月 1 日施行））